

東海市条例第13号

東海市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例

東海市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和44年東海市
条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の項中「1,076,000円」を「1,088,000円」に改め、
同表副市長の項中「883,000円」を「893,000円」に改め、同表教育長
の項中「832,000円」を「842,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。